



発行
東京都

目次

23

規程（下水）

- 東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都下水道条例施行規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局水洗便所助成規程の一部を改正する規程……………四
- 下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程……………五

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第十六号

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都下水道局長 松田芳和

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局文書管理規程（平成十六年東京都下水道局管理規程第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 課長代理 分課規程第二条第六項に規定する課長代理及び同規程第五条に規

定する事業機関の各処務規程に規定するこれに相当する職をいう。

第十六条及び第十七条第一号中「あて」を「宛て」に改める。

第十八条第二項第一号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十九条中「あて」を「宛て」に改める。

第二十八条第二項中「上司」の下に「（課長代理が決定する事案にあつては、当該事案の決定権者）」を加える。

第三十四条第一項中「あて先欄」を「宛先欄」に改める。

別記第六号様式甲を次のように改める。

第6号様式甲（第22条関係）

(表)

文書記号・番号 回付・施行上の注意 公印省略 至急	第 号	保存期間	施行年 月 日	決定年 月 日	文書の取扱い 秘密・時限秘（まで）	先方の文書 年 月 日	宛先 局 本 部 所 課 課代	発信者名 局 本 部 所 長 長 課 長	案件名	決定権者	起 案 次 長 技 監 本 部 長 主 管 部 長 審 査	審 議 協 議 決 定 後 供 覧	起案者 事務担当者 部 課 (所) 電話	文書主任 主管課長	文書取扱主任 主管課長代理	年 月 日	分類記号	年 月 日	施行予定 年 月 日	取 受 案	照 合 公 印 送	年 月 日

備考 裏面は、第6号様式乙（表）と同じ。

(日本工業規格A列4番)

附則

- この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局文書管理規程別記第6号様式甲による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用する（とが）である。

●東京都下水道局管理規程第十七号

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程（昭和四十六年東京都下水道局管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この規程は、東京都下水道局企業職員のうち、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三条第二項に規定する一般職の職員（一般職非常勤職員（法第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員をいう。）及び臨時的任用職員（法第二十二條第二項の規定に基づき臨時的に任用される職員をいう。）を除く。以下「職員」という。）の職名に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十八号

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都下水道局長 松田芳和

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式から別記第三号様式の四までの規定中

「**添付**」を「**添付**」に改める。

附則

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局契約事務規程別記第三号様式から別記第三号様式の四までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第十九号

東京都下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都下水道局長 松田芳和

東京都下水道条例施行規程の一部を改正する規程

東京都下水道条例施行規程(昭和三十一年東京都下水道局管理規程第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(甲)及び第一号様式(乙)中「**添長**」を「**課長(代理)**」に改める。

別記第七号様式中

「**照合**」を「**添長**」を

「**課・所長**」を「**課長(代理)**」に改める。

別記第八号様式中

「**照合**」を「**添長**」を

「**所長**」を「**課長**」に改める。

別記第九号様式中「**添長**」を「**課長(代理)**」に改める。

別記第九号様式の二中「**添長**」を

「**課長**」に改める。

別記第十号様式(表)中

「**添長**」を

「**添長**」を

別記第十一号様式中

「**添長**」を

「**課・所長**」を「**課長(代理)**」に改める。

附則

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道条例施行規程別記第一号様式(甲)、第一号様式(乙)、第七号様式から第十号様式(表)まで及び第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第3号様式（第13条関係）

実績報告書						申請者氏名 ㊟		
工事費用総額		円	完工年月日		年	月	日	
※太線内は記入しないでください。	名称	単価	数量	単価	金額	現場調査	年 月 日	
	型水洗便所	個		円	円		調査員 ㊟	
	排水管内径	cm	m			決定年月日		年 月 日
	汚水ます内径	cm	個				助成額	円
	床張替え工事					計		
	給水工事一式							
					円			
本件の助成額は、上記のとおり決定します。								
(注) 申請者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。								

(日本工業規格A列4番)

附則

- 1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局水洗便所助成規程別記第一号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第二十一号

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都下水道局長 松田芳和

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程（昭和五十一年東京都下水道局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「汚水」を「雨水」に改める。

附則

- 1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002